



# 領収書の「明細を切り取る」行為と税務上のリスク

## 「領収書」と「明細書」

領収書を経費精算する場合、明細部分が長すぎるからと言って切り取る方をたまに見かけます。しかし、明細部分を切り取ることで、領収書としての有効性が失われてしまうリスクがあるので注意が必要です。

### (1)「領収書」とは

お金を支払ったことを証明する書類です。「領収書」には、支払先、支払日、支払金額、但し書きなどの情報が記載されます。領収書は、個人や企業が経費精算をする際に必要不可欠な書類となります。また、税務調査の際に、経費の証拠書類として重要な役割を果たします。

### (2)「明細書」とは

商品やサービスの詳細な内訳を記載した書類です。「明細書」には、購入した商品名、数量、単価、金額などが記載されます。明細書は、領収書と一緒に発行されることが多く、支払った内容を詳細に確認することができます。また、明細書は、経費精算の際に、支出の内容を正確に把握するために重要な書類となります。

### (3)「領収書」と「明細書」の違い

「領収書」は、支払いの証明書であり、「明細書」は、支払いの内容を詳細に記載した書類です。領収書と明細書は、経費精算や税務調査の際に、ともに重要な役割を果たします。

## 領収書の「明細を切り取る」行為に関する税務上のリスク

「領収書の明細」は、支出が事業のために行われた正当な経費であることを証明する最も重要な証拠です。これを切り取る・隠す行為は、税務署から見れば「経費の根拠を欠く」とみなされる可能性があります。

### (1)所得税・法人税のリスクと影響

#### ①経費否認のリスク

明細がないと、「どんな目的で支出されたか」が証明できず、経費が否認される場合があります。

#### ②影響

所得税・住民税・法人税が増えるだけでなく、過去の年度にさかのぼって修正申告・追徴課税の可能性もあります。悪質とみなされると、重加算税の対象にもなります。

### (2)消費税のリスクと影響

#### ①仕入税額控除(インボイス制度の適用)が認められないリスク

インボイス制度では、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書(インボイス)に基づいて、仕入税額控除を行うことができます。適格請求書には、一定の記載事項が必要とされ、一定の事項とは、「適格請求書発行事業者の氏名または名称および登録番号」「取引年月日」「取引内容(軽減税率の対象品目である旨を含む)」「税率ごとに区分した対価の額および適用税率」「消費税額等」「書類の交付を受ける事業者の氏名または名称」です。明細が切り取られた領収書は、「何を購入したか」が不明なため、適格請求書(インボイス)要件を満たさないと判断される可能性があります。

#### ②影響

本則課税で消費税を計算している場合、消費税の納税額が増えます。修正申告、追徴課税も(1)(2)と同じ。

**【今月の経営格言】 口頭による指令は忘れられ、文書による指令は守られる。** by 一倉定 (経営コンサルタント)

口頭というのは、元々あやふやなものである。社長自身が、口頭の指令ではそれが的確に実施されないことをイヤというほど思い知らされているのに、それを改めないのは、「社長の指令は的確に行われなくてもよい」と、社長自身で思っているからだ。社長が自らの指令を的確に行わせるためには、「指令は絶対に書いて行う」ことをやらなければならない。

「一倉定の経営心得」より